

令和元年 壱岐市議会定例会 12月議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和元年12月4日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		2番 山内 豊 3番 植村 圭司
日程第2	審議期間の決定		16日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	行政報告		市長 報告
日程第5	議案第31号	壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第6	議案第32号	壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第7	議案第33号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第34号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第35号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第36号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第11	議案第37号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第12	議案第38号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第13	議案第39号	壱岐市種苗生産施設条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第14	議案第40号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	企画振興部長 説明
日程第15	議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	農林水産部長 説明
日程第16	議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	農林水産部長 説明
日程第17	議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐風民の郷)	農林水産部長 説明

日程第18	議案第44号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市宮印通寺共同店舗）	企画振興部長	説明
日程第19	議案第45号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）	企画振興部長	説明
日程第20	議案第46号	第3次壱岐市総合計画の策定について	企画振興部長	説明
日程第21	議案第47号	消防ポンプ自動車購入契約の変更について	消防長	説明
日程第22	議案第48号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	財政課長	説明
日程第23	議案第49号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長	説明
日程第24	議案第50号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設部長	説明
日程第25	議案第51号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	建設部長	説明

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（15名）

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	土谷 勇二君	6番	久保田恒憲君
7番	音嶋 正吾君	9番	小金丸益明君
10番	町田 正一君	11番	鶴瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	赤木 貴尚君
16番	豊坂 敏文君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 米村 和久君 事務局次長 村田 靖君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	本田 政明君
市民部長	石尾 正彦君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和元年壱岐市議会定例会12月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、山内豊議員、3番、植村圭司議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

12月会議の審議期間につきましては、去る11月29日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年壱岐市議会定例会、12月会議の議事運営について協議のため、去る11月29日に、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告をいたします。

審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信いたしておりますが、本日から12月19日までの16日間と申し合わせをいたしました。

本定例会12月会議に提案されます案件は、条例の制定4件、条例の一部改正6件、令和元年度補正予算関係4件、その他7件の合計21件となっております。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、あす12月5日、木曜日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

12月9日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる方はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第48号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）については、特別委員会を設置して審査することを確認いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

また、予算について質疑される場合においても、特別委員長宛てに質疑の通告を提出されますよう、あわせてお願いをいたします。

12月10日、11日、12日の3日間で、一般質問を行います。

12月13日に各常任委員会を開催し、12月16日は予算特別委員会を開催いたします。

12月17日は、議事整理日として休会し、12月19日に本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

また、本定例会の審議期間中に人事案件19件が追加議案として、提出される予定であります。委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

以上が、令和元年壱岐市議会定例会12月会議の審議期間日程案であります。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。12月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、12月会議の審議期間は、本日から12月19日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年壱岐市議会定例会12月会議に提出され、受理した議案は21件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されております。その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に系統議長会であります。

10月16日から17日にかけて、令和元年度長崎県市議会議長会行政視察に出席をいたしました。

青森市議会において、「インバウンド観光振興」、「文化交流施設・ねぶたの家・ワラッセ」について、説明を受けました。今後の壱岐市におけるインバウンドの施策及び交流人口の拡大等に参考にしていこうと考えております。

次に、10月24日、長崎市において開催されました、「九州市議会議長会第3回理事会」に出席をいたしました。会議では、役員の補欠選任、事務報告が行われ、その後各支部から提出の16議案の審議がなされ、全国市議会議長会第107回評議員会へ提出の正議案2件、予備議案1件を決定いたしました。

また、次回理事会を「熊本県八代市」にて開催するように決定がなされたところであります。

次に、11月12日東京都において「第38回離島振興市町村議会議長全国大会」が開催され、谷川衆議院議員をはじめ、各政党の代表者より離島に対する強い決意の御挨拶を受けました。会議では、「離島振興の促進」等14項目の要望事項及び特別決議として、2項目が全て満場一致で原案のとおり採択されました。本大会で決議されました事項について、政府・国会に対して強力に実行運動を展開していくことを確認されました。

翌日13日には、衆議院第2議員会館において、「長崎県離島振興市町村議会議長会」と「長崎県町村議会議長会」の合同による地元選出国會議員に対しまして、本土との格差を縮小し、豊かで活力のある社会を建設するため、各施策の推進、離島関係予算の確保に対する要望活動を行ったところであります。

次に、11月21日に五島市におきまして、長崎県離島3市2町による、市長・町長・議長会議が開催され、「公的病院の再編・統合」、「国保の県内統一化に向けた考え方」「十八・親和銀行の店舗統合」についての意見を交換し、全ての課題について、3市2町で情報共有をし、連携して取り組むよう確認をいたしました。次年度は対馬市において開催が決定したところであります。

次に、11月27日午後1時より長崎県庁において、「長崎県離島振興市町村議会議長会」と「長崎県町村議会議長会」、「国境離島市町村議会連絡協議会」合同による要望を知事が不在のため、平田副知事に対し行いました。壱岐市からは、「空港の整備について」特に、調査費に対す

る要望をお願いしたところでございます。

また、終了後、合同による「議長・副議長・事務局長研修会」が開催され、平田副知事より「長崎県2040年研究報告・変わりゆく長崎県」及び、オフィスアタイム代表森川あやこ氏による「出会いの瞬間にハートをキャッチ、惹きつける印象術」と題し、講演が行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。詳しい資料につきましては、事務局に保管されておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、10月29日東京都において開催されました「東京壱岐雪州会」に壱岐からも私を含む23人が出席をいたしました。久原会長の挨拶に始まり、市長より壱岐市の現況報告、振興局長より長崎県内の状況報告がなされました。東京壱岐雪州会の今後ますますの御発展と会員皆様の御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

次に、10月31日長崎県庁におきまして、白川市長及び山本県議とともに、中村知事及び西川県議会副議長に対し、壱岐市及び壱岐市議会の連名で、「空港の整備等について」及び「磯焼け対策に関する支援の拡充について」「クロマグロの漁獲枠の拡大及び資源管理に伴う支援について」ほか7項目の単独要望を行ったところであります。

定例会12月会議において、議案等説明のため、白川市長をはじめ、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。新しい時代を迎えた本年、令和元年も師走に入り残り少なくなってまいりました。本日ここに、令和元年壱岐市議会定例会12月会議に当たり、前会議から本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和元年秋の叙勲において、本市から、行政相談委員の真上征治様が行政相談功勞として瑞宝双光章を、元日本郵政公社職員・特定郵便局長の松本久一様が郵政事業功勞として瑞宝双光章を、元勝本町消防団分団長の福田靖人様が消防功勞として瑞宝単光章を、それぞれ受章されました。

また、令和元年度ながさき農林業大賞において、本市からは農産部門で農事組合法人平人営農組合様、しまの農林業経営部門に柳川信行様、地産地消・食農部門に勝本地区納豆生産組合様が運営委員長賞を受賞され、同じくながさき水産業大賞において、株式会社若宮水産様が運営委

員会長賞を受賞されました。

さらに、本年度の県民表彰において、消防・防災功労として、壱岐市消防団長の岩永章様が、社会福祉功労として、民生委員児童委員の川口令子様、保護司の蓑田直美様、同じく保護司の坂口鉄生様が、産業功労として、壱岐市商工会長の吉田寛様が、それぞれ受賞されました。

このたび、叙勲、表彰の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、心からお慶び申し上げます。

さて、10月31日に、**長崎県並びに長崎県議会へ、壱岐市・壱岐市議会連名の単独要望**を行いました。中村知事をはじめ幹部職員、そして県議会では、西川克己副議長様に御対応いただいたところであります。本市からは、山本啓介県議会議員にも御同席いただき、10項目の要望書を豊坂議長とともに提出したところであります。

本年度の重点要望項目として、「空港の整備について」「磯焼け対策に関する支援の拡充について」「クロマグロの漁獲枠の拡大及び資源管理に伴う支援について」の3項目を御説明申し上げます。

この中で、「磯焼け対策に関する支援の拡充について」「クロマグロの漁獲枠の拡大及び資源管理に伴う支援について」は、国への予算確保等についての要望等連携を図りながら取り組むことで御回答をいただきましたが、「空港の整備等について」では、更新時期を迎えたQ200型機にかわる機種についての検討が進められていることの説明がある一方で、空港の整備については、多額の費用を要することや採択条件、用地の確保等困難な状況にあり、調査費の確保については厳しい旨の説明を受けました。

しかしながら、有人国境離島法の制定や交流人口拡大に向けた施策、あるいはインバウンドの推進等環境が大きく変わる中で、定期航空路の維持存続だけではなく、福岡・大阪あるいは東京からのチャーター便などを視野に入れた施策が必要であり、そのためには、運行が想定される機種が離発着できる最低1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備が必要であることを再度申し上げます。壱岐市の将来を見据え、今後も引き続き、強く要望してまいりたいと考えております。このほかの要望項目も、本市にとって極めて重要な施策であり、御理解をいただくよう引き続き協議を重ね、県との連携を密にし、本市の振興発展に全力で取り組んでまいります。

次に、**スマートニュース「壱岐市チャンネル」の開設**についてでございますが、スマートニュースは、スマートニュース株式会社が運営するスマートフォン・タブレット向けニュースアプリで、世界中の良質な情報を必要な人々に送り届けることを目的に、日米で5,000万ダウンロードを超えるなど、日本最大級の情報発信アプリであります。このスマートニュースにおける「壱岐市チャンネル」を、去る11月22日に、全国の市町村としては、初めて開設いたしました。

これにより、壱岐市の公式情報や市政情報、移住、観光情報、また最新ニュースやグルメ・イベント等、本市に関する幅広い情報が発信されることになり、壱岐市のさらなるPR等につながるようになります。今後も、あらゆる機会を利用し、壱岐市の情報発信に積極的に取り組んでまいります。

次に、市民皆様が主体となった協働のまちづくり実現に向けて、小学校区を単位とした、**まちづくり協議会の設立を推進**しておりますが、本市で最初のまちづくり協議会が三島小学校区において10月1日に設立されました。

そのほかにも、11地域におきまして、設立準備委員会または幹事会が立ち上がり、設立に向けた準備が進められております。集落支援員については、既に6地域で配置または決定がなされ、その他4地域において、公募中であります。

また、まちづくり協議会の拠点となる施設についても、インターネット環境をはじめとする環境整備を実施しているところであり、今回、整備に係る補正予算を計上いたしております。

今後も、SDGs未来課及び地域担当職員を中心に、全職員総力を挙げて、まちづくり協議会設立に向けた取り組みを進めてまいります。

また、市民皆様にSDGsに興味・関心を持っていただくきっかけを作るため、11月16日、弁天崎公園で「**SDGsフェスティバル**」を開催し、市内外から約850人の方々に御来場いただきました。

このイベントは、市民皆様を含めた実行委員会を立ち上げ、さらに本市のSDGsの取り組みに御賛同いただいた多くの企業とともに企画を練った、まさに市民協働・官民連携のイベントとなりました。

イベント内容としては、水素自動車や移動電源車のデモンストレーションのほか、ドローン自動航行の飛行試験や電動キックスクーター試乗等、未来社会の一端に触れることができました。

また、壱岐の今後の可能性やこれからの働き方などについて、それぞれの分野の第一線で活躍されている方々によるトークセッションのほか、セイタカアワダチソウを使った草木染めや壱岐オリジナルのSDGsカードゲームなど、SDGsを楽しく学ぶ機会も提供できたものと考えております。

今後もSDGsを市民皆様により身近に感じていただけるよう、様々な機会を設け、SDGsの浸透を図るとともに、効果的な情報発信に努めてまいります。

去る10月23日、株式会社キャニオン・マインド及び株式会社九電ビジネスフロントと**SDGs推進に関する連携協力協定を締結**いたしました。

キャニオン・マインドにおかれては、30年の長きにわたり幼児教育から大学受験対策、さら

には障害児・病児教育等、オンラインによる遠隔教育の指導実績がございます。

また、九電ビジネスフロントにおかれましては、九州電力株式会社のグループ企業として、人材派遣・紹介、教育研修等、総合人材サービス事業を展開されております。

今回の連携協力協定では、キャニオン・マインドが独自開発されたオンライン遠隔教育システムや、九電ビジネスフロントの豊富な人材とその育成ノウハウを活用し、本市における人材育成、教育格差の解消及び先進的教育モデルの構築と並行しながら、人材活用、働く場の創出及び雇用の拡大を目指して締結したものであります。

この連携協力協定を受け、キャニオン・マインドが既にテレワークセンター内に拠点を設けられておりまして、地元根ざした幅広い交流が行われることを期待するとともに、本市の掲げる「壱岐（粋）なソサイエティー5.0」の実現に向けて、連携を図ってまいります。

次に、**第3次壱岐市総合計画**については、昨年度から策定に取り組み、9月に骨子案がまとまったことから、10月に市民皆様から広く御意見をお聞きするためパブリックコメントを実施し、その後、壱岐市総合計画審議会での最終的な御審議をいただき、去る11月22日に答申を受けたところであります。

今回の第3次壱岐市総合計画は、これまで別建てであった総合戦略を包含し、さらにSDGsの理念を盛り込んだ計画として、向こう5年間の本市のまちづくりについて策定しております。今後は、本計画の目標達成並びに本市の地方創生を全力で推進してまいりますので、議員皆様、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、本市の政策顧問である松田智生氏が提唱されている**逆参勤交代構想**は、首都圏などの大都市の企業社員が期間限定かつ交代制で地方に勤務することで、働き方改革と地方活性化の同時実現を目指すものであります。

今回、9月27日から29日にかけて、本市においてトライアル逆参勤交代が開催され、参加者及び関係者16名が来島されました。今回、内閣府から3名及び長崎県から1名が視察に見えられ、本事業への期待の高さが感じられたところであります。

本市の課題である人口減少問題や地域活性化等について、参加者の皆様と、市民団体の「たちまち」、移住者の皆様、こころ医療福祉専門学校等との意見交換が行われ、最終日には参加者一人一人から課題解決に向けた提案を受け、松田政策顧問からは「プラチナ大学壱岐分校」の開校など次年度以降の取り組みについて御提案をいただいたところであります。

10月30日には、本事業の総括となる東京講座が開催され、参加された企業の中から本市の地方創生に寄与したいとの積極的な御意見をいただくなど、本市にとって今後につながる貴重な関係性を築くことができたものと考えております。

今後は、本事業により多くの関係人口創出や企業との連携による地方創生の取り組みを進めて

まいります。

さて、**岐阜市ケーブルテレビ施設の指定管理者の引き継ぎ**につきましては、去る10月11日に協定書に基づく引き継ぎの合意に至ったところであります。

この間、市民皆様には、大変御心配おかけいたしましたことを、心からおわびを申し上げます。

現在、市民皆様に対し、回覧やケーブルテレビ、市広報紙を通じて、通信の秘密や個人情報の取り扱いについて、同意はがきの提出をお願いしているところであり、11月末現在において、契約をいただいております9,714件のうち7,872件、81%の方々から御回答をいただいております。

今後も、御回答をいただいていない方に対しましては、引き続き、現指定管理者と連携し、はがきの提出についてお願いをするとともに、来年4月1日にスムーズな移行ができるよう努めてまいります。

また、今回の補正予算において、再構築費用を減額し、合意に基づく関連する所要の予算を計上いたしております。

次に、**災害復旧**についてでございますが、**農地・農業用施設等災害**について、平成29年度発生分における今年度に繰り越した、国庫補助金交付決定箇所11月末現在までの発注状況は、284地区中279地区となり、残り5地区となっております。平成29年災は、制度上、災害発生から3カ年で復旧することが義務づけられており、鋭意復旧を進めております。このため、平成30年発生分の64地区については、災害復旧計画におくれが生じたため、全てを繰り越す予定であります。

また、令和元年度災害につきましては、郷ノ浦町平人触において大規模な農地保全施設の災害が発生しており、当該箇所を含め約30カ所について、12月中に国庫補助対象の査定を受検する予定であります。

公共土木施設災害につきましては、平成29年12月から工事発注を行い、順次復旧を進めております。現在までの進捗状況は、国庫補助災害279カ所全てを工事契約し、内271カ所が完成しており、またそのほか単独災害についても、84カ所中79カ所を契約し、うち75カ所が完成いたしております。

平成30年発生災害は、国庫補助災害28カ所でありましたが、28カ所全てを契約し、うち14カ所が完成しております。

令和元年に発生した国庫補助災害については、道路災害10カ所、河川災害2カ所、計12カ所で被害額4,000万円であり、またそのほか、単独災害が道路災害16カ所で被害額3,000万円あります。以上の災害につきましては、12月から実施設計を進め工事発注を行い、順次復旧に努めてまいります。

次に、**交流人口の拡大**についてでございます。まず、**観光振興**でございますけれども、去る10月6日、一支国博物館の開館以来の入館者数が100万人に到達いたしました。平成22年3月の開館から来年3月には10周年を迎えますが、これまで本市の歴史や文化を島内外に情報発信する拠点施設として、また観光客誘客の核となる施設としてさまざまな事業を展開するとともに、市民皆様の憩いの場となるよう取り組んでまいりました。

11月17日には「令和ゆかりの地・壱岐」と題し、万葉公園開園50周年に合わせたイベントを行いました。御承知のとおり、新元号「令和」の典拠は万葉集であり、令和の始まりの年に万葉公園は50周年を迎えております。

このイベントは、壱岐の島にも万葉集ゆかりの地が存在することを島内外へ情報発信するため開催したものであり、犬養万葉記念館の岡本三千代館長による講話や大宰府万葉会による歌語り、壱岐文化協会及び壱岐文化団体協議会の皆様による短歌創作コンテストなどを実施いたしました。イベント当日は、東京・関西方面から、ツアー参加者の皆様にも御参加いただき、地元の多くのお客様とともににぎわいました。首都圏や関西方面へのツアー募集による広告効果を含め、イベント自体を新聞報道等で取り上げていただいております。効果的な情報発信ができたものと考えております。

また、このたび、東京壱岐雪州会、東海壱岐の会、関西壱岐の会、福岡壱岐の会の皆様から、本市への来島を歓迎する横断幕を御寄贈いただき、郷ノ浦港ターミナルと観光案内所及び芦辺港ターミナルに設置いたしました。印通寺港については、既存の歓迎案内表示がなされておりましたが、これまで郷ノ浦港と芦辺港には、下船の際すぐに目に入る位置に歓迎の横断幕等がなかったため、今回寄贈いただいた横断幕は、来島される多くの皆様の目に留まる場所に設置しております。各壱岐の会の皆様には、これまでも故郷・壱岐のためさまざまな御尽力をいただいております。このたびの歓迎横断幕の寄贈について、大変ありがたく、深く感謝を申し上げる次第であります。

10月19日に開催した**神々の島壱岐ウルトラマラソン2019**は、多くの皆様から御協力をいただき、おかげをもちまして事故もなく、盛会に終了することができました。大会運営に御協力をいただきました皆様へ、改めてお礼を申し上げます。

ことしの大会には、全国各地から695人のエントリーをいただき、絶好のマラソン日和のもと、100キロに414人、50キロに206人、総勢620人のランナーが出走されました。

沿道の市民皆様の温かい御声援が、健脚を競うランナーの大きな力となり、完走率は100キロが68.1%、50キロが86.9%となりました。

ランナーの皆様からは、「次回も必ず参加したい」、「景色も、途切れない沿道の声援もすばらしかった」、「間違いなく全国トップクラスの大会」、「子供たちの手づくりの、のぼりや手紙に感動した」など、多くのうれしい声が寄せられており、全国のランナーが集まるインターネ

ットサイトであるランネットにおける大会ランキングでは、ウルトラマラソン大会の部門で全国2位の評価をいただいております。

過去大会の反省点や課題等を検証し実施したことしの大会は、官民連携によるおもてなしがより充実したものとなり、経済効果も考慮すると、まちづくりイベントとして大きな成果を挙げたものと捉えております。

長時間にわたる本大会を献身的に支えていただいたボランティアの皆様、沿道からの温かい声援やコース周辺の交通規制等、円滑な大会運営に御理解をいただいた市民皆様、協賛及び支援をいただいた事業所及び各種団体の皆様など、今大会を支えていただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

来年は、第5回大会となり一つの節目を迎えます。ランナーの皆様をはじめ、大会運営に携わっていただいた皆様の声を一つひとつ真摯に受けとめ、さらなる進化を図り、日本一満足度の高いウルトラマラソン大会を目指して取り組んでまいります。

次に、**産業の振興**についてでございます。まず、農業でございますけれども、本年度の水稻の作況指数は、長崎県全体では94でございましたけれども、壱岐市においては101と平年を上回る発表がなされました。10月30日現在の等級成績は、早期米については、「コシヒカリ」の一部が1等でありましたが、高温耐性のある「つや姫」は全て1等でありました。

普通期米については、8月以降の長雨、台風等で日照不足により、「にこまる」と「なつほのか」は全て2等でありました。葉たばこにつきましては、移植後、生育も順調に推移し、壱岐全体の平均収量は、10アール当たり299キロと昨年を大きく上回る豊作となりました。9月25日から30日にかけて行われた葉たばこ販売では、1キロ当たりの代金は1,834円と昨年を下回りましたが、10アール当たり代金は54万7,427円と近年にない高成績でありました。

畜産につきましては、令和4年の全国和牛能力共進会鹿児島大会を見据え、産地間競争に打ち勝つための牛づくりと、「壱岐牛」のさらなる銘柄確立を図ることを目的として、10月23日に第9回壱岐市和牛共進会が開催され、各地区から選考された41頭が集う中で、第1部は箱崎の富田大樹様、第2部は箱崎の松永靖子様、第3部は那賀の吉井文数様、第4部は箱崎の山本直子様がそれぞれ優秀賞を獲得され、また、その中で第3部の吉井文数様のけいこ号がグランドチャンピオンに輝きました。

また、9月9日に福岡食肉市場で開催された「肉牛の部」に21頭が出品され、山本満年様が見事金賞を獲得されました。この共進会を通じて、肉用牛農家の生産意欲の高揚と経営安定が図られることを期待するものであります。

肉用牛経営における子牛の販売は、繁殖農家の減少に伴い全国的に高値で推移しておりますが、

一方で肥育農家においては厳しい経営を強いられております。12月1日、2日に開催された子牛市では、平均価格が10月市と比較し、1頭当たり約7,500円高の平均79万1,000円となっており、依然高値での取引となっております。

今後も、産地維持のため関係機関と連携を図り、繁殖基盤の強化を推進してまいります。

また、緑化推進活動の一環として、11月2日に筒城浜一帯において「森林のつどい」を開催し、壱岐市内の緑の少年団や各小学校の児童並びに保護者の皆さんによる植樹活動及び育樹活動を行いました。当日午前で開催された、壱岐地区緑の少年団地域交流会では、市内4つの緑の少年団の活動発表が行われ、優良発表団体に郷ノ浦緑の少年団（渡良小学校）が選ばれ、今月8日に諫早市で開催される長崎県交流集会への出場が決定しております。これらの活動は、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育て、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくために意義深い活動となっております。

水産業の振興につきましては、本年4月から10月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は933トンの39.2%減、漁獲高は9億2,500万円の37.9%減と漁獲量、漁獲高とも大幅に減少しております。主な原因といたしましては、全国的なイカ類の不漁や資源管理のためのクロマグロの漁獲抑制、磯焼けによる藻場の消失などが考えられます。

先ほど申し述べましたが、本年度の長崎県への要望において、クロマグロの漁獲制限については、沿岸漁業の漁獲枠拡大、資源管理に伴う減収補填措置の充実、放流支援の充実等、国への働きかけを要望し、あわせて、磯焼け対策についても植食性動物の駆除等に関する支援の拡充を要望したところでございます。

また、去る11月1日付で海の資源回復担当の地域おこし協力隊として濱野陽平氏を委嘱いたしました。壱岐栽培センターでの種苗生産や水産資源改善、藻場回復等に取り組んでいただき、本市の水産資源の早期回復が図られることを期待いたしております。

依然として、本市水産業は大変厳しい状況が続いておりますが、今後も引き続き漁業者の皆様そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図り、有人国境離島法による制度を活用した施策等、水産振興に積極的に取り組んでまいります。

次に、去る11月6日、福岡大学において、**福岡大学と壱岐医師会及び壱岐市の三者において、保健・医療に関する連携協定を締結**いたしました。本協定は、保健・医療分野において相互に協力し、壱岐市における疾病の予防及び健康寿命の延伸に努め、地域社会の健全な発展とそれを支える人材の育成に寄与することを目的としております。

これまで福岡大学、壱岐市及び壱岐医師会では、連携して慢性腎臓病の予防に取り組んでまいりましたが、一定の成果を上げつつあることを受けて、長崎県壱岐病院院長から正式に協定を締

結し、さらに連携を推し進めたいとの提案があり今回の連携協定の締結となりました。

協定締結により、慢性腎臓病等のさらなる予防促進をはじめ、老岐市における保健・医療に関する全般的な改善、及び福岡大学における研究活動の充実・向上、さらには地域社会との連携・交流活動の促進により、老岐市民皆様の健康増進並びに健康寿命の延伸につながるよう取り組んでまいります。

さて、**芦辺中学校校舎改築及び改修工事**については、工事遅延による御迷惑をおかけしていましたが、11月1日から新しい校舎での教育活動を開始いたしております。

同日午前8時から、教育委員会、学校及び生徒会により移転式を兼ねた開校式を執り行い、教育長より新芦辺中学校が芦辺町中野郷西触400番地1でスタートすることを宣言いたしました。

移転作業には、保護者や地域の皆様をはじめ多くの方々の御協力をいただき、事故等もなく、無事に行うことができました。11月13日には文化祭が開催され、保護者の皆様に新校舎のお披露目を行ったところであり、一般の方々の見学についても、随時対応可能としております。

また、スクールバスについても田河・八幡・芦辺地区の新ルートで計画どおり運行ができており、今後も、次代を担う生徒たちが安全で快適な環境で学ぶことができるよう、学校施設整備の充実を図ってまいります。

なお、本工事の遅延について、建築主体工事受注者に対し、遅延日数に係る損害金を請求し納付済みであります。また、本市の公共工事に対する信頼を失墜させ、市民皆様、学校現場及び議会運営に多大な影響と混乱を招いたことから、老岐市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領第2条の規定により、指名停止の措置を行うとともに、その責任の所在を明らかにするため、市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、今回、議案を提出いたしております。

次に、**いきっこ留学制度**についてでございますけれども、現在留学中の児童生徒16名について、次年度の留学等の意向調査を実施した結果、継続される方は10名でありました。内訳は、里親留学4名、孫戻し留学3名、親子留学3名となっており、残り6名の方は、中学校卒業及び留学期間の満了となります。

また、令和2年度「いきっこ留学生」の募集を9月2日から10月25日まで行い、随時、学校及び里親宅の見学並びに教育委員会面談等を実施した結果、新たな留学生として里親留学5名、孫戻し留学1名、親子留学2名の計8名の申請があり、全員を「いきっこ留学生」として決定しております。これにより来年度の留学生は、現時点で18名となっております。

募集期間終了後も全国各地から問合せや学校見学等に来島されており、留学希望の内容等を慎重に検討し、可能な限り受け入れを行いたいと考えております。

里親につきましては、新たに1名の申し込みがあり、計4名での受け入れの準備を進めており

ます。今後とも、地域で留学生を受け入れていただくとともに、地域の学校を支援していただきますよう市民皆様の御協力をお願いいたします。

次に、**防災、消防・救急**についてでございますが、去る10月6日に、郷ノ浦新港一带において、令和元年度壱岐市防災訓練を、関係機関28組織429名の参加協力により行いました。訓練は、壱岐市で震度6強の地震が発生して甚大な被害が発生したと想定し、大がかりで実践的な内容により実施したところです。

また、原子力防災についても、11月1日に、本市で7回目となる原子力安全連絡会が長崎県の主催で開催され、市、県、九州電力、各関係機関の代表16名が出席し、玄海原子力発電所に関する防災対策などについて、情報の共有及び意見交換を行ったところであります。

さらに、11月30日には、玄海原子力発電所での放射能漏れ事故を想定した令和元年度長崎県原子力防災訓練が、本市を含めた県内4市と長崎県、佐賀県、福岡県の3県合同で開催されました。多くの防災関係機関の参加により、本市においては、地域住民の避難訓練、緊急被ばく医療訓練、福岡県中間市への広域避難訓練等を実施したところであります。

ことは、8月に九州北部で発生した集中豪雨をはじめ、9月から10月にかけて台風や集中豪雨等が頻発し、東日本を中心に大規模かつ深刻な被害をもたらし、今もなお住民の方々の生活に多大な影響を与えている地域もあります。

本市においては建物や農業施設の被害、倒木等があったものの、幸い大きな被害は発生しておりません。また、台風接近に当たっても早めの警戒体制をとるなど対策を行ったところであり、今後も、関係機関と十分連携を図り、災害対策に万全を期してまいります。

市民皆様には、日ごろの備え、避難場所の確認等、自助、共助の強化をお願いいたします。

また、本年1月から11月末日までの火災・救急発生状況は、火災27件、救急1,603件となっており、昨年同期と比較いたしますと、火災が6件の減、救急が21件の増となっております。これから年末年始にかけて火災の発生のしやすい時期となります。市民皆様には火の取り扱いなど十分御注意願います。また、インフルエンザの発生しやすい季節となりますので、手洗い、うがい等感染対策及び健康管理に注意されるよう、あわせてお願いをいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出した令和元年度補正予算の概要は、一般会計補正額は1億3,700万円の減、各特別会計の補正総額は980万7,000円の増となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は1億2,719万3,000円の減となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は250億1,900万円で、特別会計については86億4,068万5,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・改正にかかわる案件10件、公の施設の指

定管理者の指定にかかわる案件5件、計画の策定にかかわる案件1件、契約案件1件、予算案件4件であります。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、さまざまな行政課題に対し、今後も誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第31号～日程第25. 議案第51号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第31号壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてから、日程第25、議案第51号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、以上21件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたしましております議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様おはようございます。議案第31号から議案第37号まで、続けて説明をさせていただきます。

議案第31号壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立芦辺中学校校舎改築及び改修事業における完成の遅延に伴い、発注者としての行政責任、また教育委員会事務局を統括する立場にある教育長の責任を明確にするため、市長及び教育長の給料を1カ月間、10分の1減額するものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例、第1条、趣旨、第2条、市長及び教育長の給料月額減額として、令和2年1月の給料の額について100分の10を減じた額とするものでございます。

附則として、第1項、施行期日、この条例は令和2年1月1日から施行するものでございます。第2項は壱岐市長等の給与の特例に関する条例（平成28年壱岐市条例第1号）は廃止をいたします。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第32号壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について制定するものでございます。

次のページをお開きください。

第1条の趣旨であります。地方公務員法並びに地方自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、第2条であります。会計年度任用職員の定義として、まず、1週間当たりの勤務時間が一般職員の勤務時間38時間45分と同様となるフルタイム会計年度任用職員、そしてそれに満たない勤務時間となるパートタイム会計年度任用職員の2種類になります。フルタイムの会計年度任用職員は、基本的には現在の第1種嘱託職員、第2種嘱託職員として、パートタイム会計年度任用職員については、それ以外の臨時職員とするものであります。

第3条は会計年度任用職員の給与について定めるものでありまして、地方公務員法の規定に基づき、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を支給します。パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当を給与として規定するものであります。

次に、第4条から第17条までは、ただいま申し上げましたフルタイムの会計年度任用職員の給与について定めたものでありまして、第4条の給料については、壱岐市職員の給与に関する条例を準用すること、また、第5条では職務の級について定めたものでありまして、11ページ、12ページの別表に定めるそれぞれの職務により、等級別の基準を設けているものであります。

また、第6条では、号給については、規則で定める基準に従い決定する旨を定めております。

次に、第18条から第26条については、パートタイムの会計年度任用職員の給与について定めたものであります。パートタイム会計年度任用職員については、月額、日額、時間額での報酬を定めるもので、それぞれの額の算出について定めたものであります。

第27条、第28条では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めたものでありまして、これについても給与条例並びに壱岐市職員の旅費に関する条例の規定を準用するもの

であります。

次に、雑則として、第29条では給与からの控除について、第30条では市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、第31条では委任事項について定めております。

次に、附則として、第1項、施行期日、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。第2項、第3項については、令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例を規定しております。

以上で議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等踏まえ、壱岐市議会議員の期末手当の支給率を調整するため所用の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、国家公務員の特別職等の給与に関する人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を100分の340にするものでありまして、現行の100分の335から100分の5を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和元年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率を現行の12月期100分の167.5を100分の172.5に改め、支給済みの6月期100分の167.5と合わせて、年間100分の340とするものであります。現行より100分の5の増加となります。第2条は、令和2年4月1日から適用するものを規定しております。つまり令和2年度の適用分でございます。

改正内容は、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれの100分の170とし、年間、計100分の340に改正するものであります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の1ページ及び2ページに載せております。

附則として、第1項は、ただいま説明をいたしました施行期日及び適用日について規定しております。第2項は、改正条例施行後における令和元年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定しております。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第34号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正につい

て御説明をいたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱いの状況等を踏まえ、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を調整するため、所用の改正を行うものでございます。次のページをお開きください。

今回の改正は、国家公務員の特別職等の給与に関する人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を100分の340にするものであります。現行の100分の335から100分の5を上乗せするものでございます。

第1条は、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和元年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率を、現行の12月期100分の167.5を100分の172.5に改め、支給済みの6月期100分の167.5と合わせて、100分の340とするものでございます。

第2条は、令和2年4月1日から適用するものを規定しております。つまり、令和2年度の適用分でございます。

改正内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の170、年間、計100分の340に改正するものであります。新旧対照表につきましては、議案関係資料1の3ページ及び4ページに載せております。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をしております。第2項は改正条例施行後における令和元年度の期末手当の内払い及び差額支給について規定をしております。

以上で議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく本市職員の給与等の改正等並びに地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所用の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

この議案第35号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類、適用日の違いにより分ける条立ての改正方法をとっております。

第1条では、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、平成31年4月1日に遡及して適用するものを規定しております。

別冊議案関係資料1の5ページから11ページに改正条例の新旧対照表を載せております。左が現行、右が改正案でございます。

5ページをお開き願います。

第33条第2項、第1号正規職員の勤勉手当12月分の支給率を100分の97.5に改め、年間100分の190とし、100分の5引き上げる旨を定めております。

次に、議案書2ページから17ページまでは、給料表について改定しております。行政職給料表においては、初任給を大卒1,500円、高卒2,000円の引き上げ及び若年層（30歳台半ばまで）のみの平均改定率0.1%の引き上げ改定を行っております。その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定をしております。

次に、議案書18ページをお願いいたします。

第2条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものを定めております。

別冊議案関係資料1の新旧対照表6ページをお願いいたします。

第3条第1項については、給料に地域手当を追加するものでありますが、地域手当は東京都など賃金の高い地域に勤務する際、支給するものでございまして、国家公務員については規定があり、また地方公務員においても、その地方自治体の状況や実態に応じて条例で規定されているものでございますが、今後の東京都への勤務等を見据え、地域手当を追加するものであります。

第12条の2で規則委任しておりますが、地域手当については国家公務員の例により支給額を決定いたします。

第14条については、住居手当の規定であります。人事院勧告に伴いまして、家賃額の下限をこれまでの1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、次のページに記載のとおり、それぞれの住居手当の対象となる月額家賃と控除額をそれぞれ改正をしております。

次に、8ページをお願いいたします。

第33条第2項第1号は、令和2年度から期末手当6月分、12月分の支給率をそれぞれ100分の95とし、計100分の190と定め、合計支給率については変更ないところでございます。

次に、新旧対照表 9 ページをお願いいたします。

第 39 条は、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めるものでありまして、これにつきましては議案第 32 号の壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定めるものであります。

次に、議案書 18 ページをお願いします。

第 3 条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 20 年壱岐市条例第 2 号）の一部改正をしようとするもののうち、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用するものを規定しております。

次に、第 7 条第 2 項は、特定任期付職員の令和元年 12 月の期末手当の支給率について、また、別表、特定任期付職員給料表につきましても国に準じて記載のとおり改定をしております。

議案書 19 ページをお願いいたします。

第 4 条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするもののうち、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものを規定しております。改定内容は、記載のとおり期末手当の年間支給率を変えずに、6 月分、12 月分の期末手当の支給率の調整であります。

附則として、第 1 項、第 2 項は、ただいま説明をいたしました施行日及び適用日について規定をしております。第 3 項については、改正条例施行後における令和元年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をしております。また、住居手当については、今回の改正に伴い、記載のとおり 1 年間の経過措置がとられます。

なお、参考までですが、本市の給与体系につきましては、これまで引き上げ、引き下げ、いずれも人事院勧告に基づく改定を、議会の御承認をいただき行っていたところでございます。特に平成 27 年の 4 月 1 日の改定では俸給表の水準を平均 2%、最大で 4% の引き下げを行ったところでございます。

さらに、壱岐市独自の取り組みとして、平成 25 年 4 月から給与制度の透明性の確保、年功的要素解消を図るため、職務職責を十分に反映した職務給の原則に基づいた給与格付を行う級別標準職務表の見直しを行い、独自の給与抑制策を行ってきたところでございます。この効果のあらわれとして、国家公務員の給与水準を 100 としたときの自治体の給与水準を比較したラスパイレス指数については、正式公表前でございますが、平成 31 年 4 月の壱岐市の指数が 96.3% の試算となりました。昨年の 97.4% と比較してもマイナス 1.1% と大きく下がっておりまして、低い水準を維持をしております。

以上、議案第 35 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 36 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正、つまり会計年度任用職員制度の施行に伴い、関係条例の整備、その他所要の改正を行うものでありまして、関係条例の改正として10本の条例の改正と1本の条例の廃止について規定をしております。

第1条が壱岐市職員定数条例の一部改正で、会計年度任用職員については定数の適用外ということになります。第2条が壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第3条が壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正、第4条が壱岐市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正、第5条が公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の一部改正、第6条が壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第7条が壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第8条が壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、第9条が壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第10条が壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正でありまして、内容はそれぞれの記載のとおりでございます。

なお、新旧対照表は、議案関係資料の1の12ページから27ページに記載をしております。

附則として、第1項、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。第2項壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例については廃止するものであります。

以上、議案第36号の説明を終わります。

続きまして、議案第37号壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市水道事業職員の給与に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び地方公営企業法の規定により、会計年度任用職員を含めた水道事業職員の給与等に関する事項を定める必要があるため、制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条について、この条例は地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、企業会計から支出する水道事業職員の給与に関する事項を定めるものであります。

第2条については、水道事業職員の給与の種類を示したものであります。第1項については給料、各種手当を規定し、第2項については会計年度任用職員として任用される水道事業職員の給与の種類を規定したものであります。

第3条については、給与の支給基準及び支給方法について規定し、壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用するものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第31号から議案第37号まで続けて説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をとります。再開を11時20分といたします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第38号について御説明いたします。

議案第38号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正案につきましては、記載のとおりでございます。

また、資料1の議案関係資料28ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、本件につきましては、被災者生活再建支援法制定以前の災害において、特に阪神淡路大震災を想定されておりますが、被災者が生活再建のために融資を受けた災害援護資金の償還について、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが過大となっていることから公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とすることとされたため、所要の改正を行うものでございます。

施行期日については、附則のとおり、公布の日からでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第39号について説明いたします。

議案第39号壱岐市種苗生産施設条例の一部改正について。

壱岐市種苗生産施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出であります。

提案理由でございますが、竹ノ浦アワビ中間育成センターの解体及び施設名称の変更に伴い所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

議案関係資料の29ページには、新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

内容は、芦辺町の諸津漁港、竹ノ浦地区にあります竹ノ浦アワビ中間育成センターについては、所期の目的を達成し、あわせて老朽化により既に施設の解体を完了し、このたび廃止を行うものであります。

また、郷ノ浦町大島にあります壱岐市アワビ種苗センターについては、平成21年4月に、隣接地にアワビに加え、アカウニ、カサゴ等の種苗生産ができる施設を増設し、供用開始以降、既存施設とあわせて、壱岐栽培センターの呼称を使用してきておりましたが、今回、正式に壱岐栽培センターに名称を改めるため、条例第2条について改正を行うものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第40号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市国民宿舎条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、食材の仕入れ価格の高騰に伴い、宿泊料金の食事料の額を改定するものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容は、別表の1、宿泊利用料金の食事料、朝食800円を900円、夕食2,000円

を2,200円に変更し、合計額についてもあわせて改正するものでございます。

なお、改正後の条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第41号から議案第43号を一括して御説明いたします。

まず、議案第41号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は、「壱岐出合いの村」。位置は、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地ほか。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設は非公募としております。その理由としましては、「壱岐出合いの村」は体験型宿泊施設であり、主に小学生を対象に課外教育における体験活動を通じて、連帯感の重要性を養う施設として多く利用されております。

開館から23年、これまでの豊富な経験と専門性の高い知識を有している職員により常日ごろから安全確保に努めながら運営に当たっており、学校関係者等から高い評価を得ております。

また、素晴らしい自然環境の中で農業構造改善事業の目的に沿って、地元農産加工品の製造拠点としても機能を発揮しており、これまでの経験と実績を考慮いたしまして、壱岐出合いの村振興会に指定管理するものでございます。

続きまして、議案第42号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は、「壱岐市猿岩物産館」。位置は、壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1。

2、指定管理者。壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出合いの村振興会会長平田光弘。

3、指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も同様に非公募といたしております。その理由としましては、「猿岩物産館」は、「壱岐出合いの村」の農産加工施設で生産された加工品の

販路拡大とあわせ、市内の農水産物の加工品や壱岐の土産品等を観光客に販売することで、島の活性化に寄与することを目的に開館したアンテナショップでございます。「壱岐出合いの村」との連携によりまして、農産加工グループの生産促進が継続的に図られるということで、壱岐出合いの村振興会に指定管理するものでございます。

続きまして、議案第43号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

- 1、公の施設の名称及び位置。名称は、「壱岐風民の郷」。位置は、壱岐市勝本町布気触288番地1ほか。
- 2、指定管理者。壱岐市勝本町布気触288番地1、壱岐風民の郷振興会会長大西保夫。
- 3、指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございますが、本施設も非公募としております。その理由といたしましては、「壱岐風民の郷」は地域の雇用や憩いの場として、また、貸し農園や体験農業の場としての実習館となっております。補助事業の目的が、体験と雇用の場の確保でありまして、農園・農産加工施設の利用とあわせ、地元食材を使った弁当販売を中心にした食堂経営を行っております。

本振興会は、事業の目的や事情に精通しておりまして、今後施設の利用率を向上させるためにも、壱岐風民の郷振興会に指定管理をするものでございます。

以上で議案第41号から議案第43号までの説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 本田企画振興部長。

〔企画振興部長（本田 政明君） 登壇〕

○企画振興部長（本田 政明君） 議案第44号から議案第46号まで続けて御説明をさせていただきます。

まず、議案第44号公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

- 1、公の施設の名称及び位置。名称は、「壱岐市営印通寺共同店舗」。位置、壱岐市石田町印通寺浦196番地3。
- 2、指定管理者。壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟理事長堀江敬介。
- 3、指定期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

提案理由は記載のとおりでございます。今回の指定管理者候補者である石田町商店連盟は、地元石田町内の商店事業者で組織されている団体であり、同地区の商工業等に精通しており、平成23年度から指定管理者指定以来、適切な運営管理を行っており、当該施設の運営管理団体として、非公募とし判断し、選定したものでございます。

次に、議案第45号を御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称は、「壱岐市国民宿舎壱岐島荘」。位置は、壱岐市勝本町立石西触101番地。

2、指定管理者は、壱岐市勝本町立石西触101番地、一般財団法人壱岐市開発公社理事長品川洋毅。

3、指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由でございますが、記載のとおりでございます。

今回の指定管理者候補者である一般財団法人壱岐市開発公社は、当該宿舎の管理、運営及びサンドーム壱岐の管理運営を目的として設立された法人でございます。同公舎は平成18年の第1期指定管理者指定以来、健全な運営を続けており、従業員の雇用確保の観点やサンドーム壱岐との一体的な管理運営業務を実施することができることから、当該施設の運営管理を行う団体としては、同公社が最適とし判断し、選定をしたところでございます。

次に、議案第46号第3次壱岐市総合計画の策定について、御説明いたします。

第3次壱岐市総合計画を、別冊のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

初めに、これまでの第3次壱岐市総合計画の策定経過を説明させていただきます。

今回の第3次壱岐市総合計画は、「壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含し、「SDGs未来都市計画」と整合を図った計画としており、具体的な施策については、おおむね2030年を展望し、バックキャストिंगの手法を用い策定いたしました。

また、市民皆様の意見や要望を反映させるため、パブリックコメントや高校生を初め、市民、事業者へのアンケート等の結果や、各種団体へのヒアリング結果等を整理しまして、計画に反映させております。

また、各種団体の代表者や市民公募等16名で構成します、壱岐市総合計画審議会を5回開催いたしまして、委員の皆様方には、大変熱心な御審議をいただき、去る11月22日に答申をい

ただいたところでございます。

続いて、総合計画の内容について、御説明をさせていただきます。

議案資料3をお開きください。

まず、1ページ目ですが、初めに第3次壱岐市総合計画の策定に当たっての中で、計画策定の背景と趣旨の説明と、本計画のあらまし及び計画期間について記載しております。期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。

3ページからは、壱岐市の現状と主な課題といたしまして、5つの課題、人口問題、地域経済、また、アンケートによる市民ニーズ、若者・民間の取り組みについて、課題を記載しております。

続いて、15ページでございます。

まちづくりの基本方針では、基本理念といたしまして、「誰一人取り残さない。協働のまちづくり。」を掲げております。

それとあわせ、16ページには、未来宣言といたしまして、「壱岐、誇り～我々が未来をつくる～」とし、市民の心をつなぐ未来に向けたスローガンといたしております。市民一人一人が壱岐を誇りに思うこと、大切にしたい気持ちは同じであり、壱岐市の未来をつくるキーワードとして「誇り」を位置づけております。

続いて、17ページでは、第2章まちづくりの基本目標といたしまして、基本目標1、希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる、から、基本目標6、協働のまちづくりのもとで、効率的な質の高い行政運営が行われている、までの6つの基本目標を設定しております。

続いて、19ページでは、第3章2030年に向けたまちづくりのシナリオといたしまして、効果的な情報発信により、観光やUIターンといった新しい人の流れが生まれ、その流れにより社会、経済のイノベーションが生まれ、壱岐の誇りにさらに磨きがかかり、好循環が生み出されるまちづくりを目指すことを記載しております。

次に、20ページでは、第4章基本指標といたしまして、長期人口目標を記載しております。

2060年の人口の目標値を約1万8,000人と設定しております。本市の目指す基本スタンスとして、人口が減少しても持続可能で豊かに暮らせる社会、経済をつくるとして、定住対策や結婚から出産、子育て支援策、UIターン施策、関係人口の増加策などを総合的に取り組んでまいります。

続いて、21ページでは、第5章施策体系を掲載しております。

基本理念の、「誰一人取り残さない。協働のまちづくり。」のもと、その実現に向けた6つの基本目標を設定し、その基本目標に沿った各分野ごとの政策を記載しております。

23ページでは、SDGsとの整合について記載しており、SDGsの17の項目の目標を意識した施策の展開を行うものとしております。

続いて、25ページでは、第6章戦略プロジェクトとして、本市の強みを生かし弱みを克服するため官民が一体となり、分野横断的に展開するプロジェクトを掲載しております。

SDGs未来都市プロジェクトでは、まちづくり協議会やスマート農業、IT企業の誘致、再生可能エネルギーなどを推進してまいります。

プラス観光プロジェクトでは、観光と産業や暮らし、環境などの幅広い分野と融合させ、経済活性化や新しい人の流れを起こすよう努めてまいります。

プロモーション改革プロジェクトでは、民間企業や市民と連携しながら、より効果的な情報発信を進めてまいります。

次に、27ページから分野別まちづくり計画といたしまして、基本目標に沿った各分野における政策の方針、現状、問題点、課題を提示し、主要施策を掲載し、達成目標、その具体的な取り組みを示しております。

28ページから49ページにかけて、基本目標1、希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる、の項目として、農業、水産業、商工業、観光業等の起業、仕事の分野に関する施策を記載しております。

次に、50ページから59ページにかけまして、基本目標2、結婚、出産、子育て、教育の希望がかなう項目として、子育て、教育に関する分野の施策を掲載しております。

次に、60ページから83ページは、基本目標3、地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる項目として、健康、福祉、医療、コミュニティの分野に関する施策を記載しております。

次に、84ページから101ページでは、基本目標4、自然、歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている、の項目として、環境問題、歴史文化、社会基盤の分野に関する施策を記載しております。

次に、102ページから109ページにかけては、基本目標5、関係人口をふやし、壱岐への新しい人の流れをつくる、の項目として、UIターン関係人口の分野に関する施策を記載しております。

次に、110ページから115ページにかけては、基本目標6、協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われている、の項目として、行政運営の分野に関する施策を記載しております。

以上が、第3次総合計画の概要であります。

今後につきましては、令和2年度からの5年間、本計画が着実に実行できるよう市民や議会の皆様と連携し、事業を推進してまいります。

以上で、議案第44号から議案第46号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔企画振興部長（本田 政明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 下條消防長。

〔消防長（下條 優治君） 登壇〕

○消防長（下條 優治君） 議案第47号消防ポンプ自動車購入契約の変更について、御説明いたします。

消防ポンプ自動車購入契約を、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

本日の提出でございます。

- 1、契約の目的。消防ポンプ自動車購入。
- 2、契約の方法。随意契約。当初は、制限つき一般競争入札です。
- 3、変更後契約金額。1,958万円。現契約金額、1,922万4,000円。
- 4、変更後予定価格、2,013万円。現予定価格、1,976万4,000円。
- 5、契約の相手方。福岡市博多区東那珂1-18-6、株式会社ヤナセファイテック代表取締役梁瀬義行。

提案理由でございますが、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、所要の変更契約を行うもので、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。この車両は、壱岐市消防団芦辺地区第9分団の消防ポンプ自動車を更新するものです。現行の普通運転免許で運転できる3.5トン未満の車両となっております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔消防長（下條 優治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第48号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億1,900万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、繰越明許費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるもので

ございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費で、5款1項農業費の畜産競争力強化対策整備事業ほか6件の事業費総額5億6,311万9,000円につきましては、事業内容の変更等により、年度内に事業が完了しない見込みであるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料2、令和元年度12月補正予算（案）概要の10から11ページに記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正、1、追加で、出会いの村指定管理委託料ほか10件の総額で2億3,106万5,000円につきましては、新たな期間の指定または年度内着手のもので翌年度に工期がまたがるものなどにつきまして、令和2年度での債務負担行為限度額として追加しております。

7から9ページをお開き願います。

第4表地方債補正、1、変更で、辺地対策事業債は限度額2億6,500万円を2億6,770万円に、次の過疎対策事業債は、限度額9億1,150万円を9億1,250万円に、いずれも道路改良事業等に係る社会資本整備総合交付金の内示及び起債対象の単独道路整備事業の計画変更などによりそれぞれ270万円、100万円の増額をいたしております。

次に、合併特例事業債は、限度額2億7,580万円を3億6,560万円に、8,980万円を増額しております。市役所庁舎耐震改修事業に充当しております。

次に、商工債は、限度額7,540万円を3,680万円に、一般補助施設整備事業債に係る対象事業の精査により、3,860万円を減額しております。

次に、土木債は、限度額1億7,580万円を1億9,800万円に、急傾斜地崩壊対策事業に係る補助内示及び公営住宅改修事業に係る社会資本整備総合交付金の内示により、2,220万円を増額しております。

次に、消防債は、限度額1億1,500万円を8,380万円に、緊急防災・減災事業債に係る対象事業の精査により、3,120万円を減額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源につきまして、特別交付税で2,251万5,000円を増額いたしております。

次に、14款2項5目土木費国庫補助金、1億767万9,000円の減額は、市道改良整備事業等について、社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の調整によるものでございます。

16から17ページをお開き願います。

18款1項1目基金繰入金、減債基金繰入金は、地方債の繰上償還の財源として3億円を追加しております。

また、合併振興基金繰入金は、8月会議の折にケーブルテレビ施設の再構築事業に係る財源として計上しておりましたが、今回その調整により4億9,320万円を減額しております。

次に、19款1項1目繰越金で、今回不足する一般財源につきまして前年度繰越金6,463万4,000円を増額いたしております。

21款市債につきましては、7から9ページの第4表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

12月補正の主要事業につきましては、別紙資料2の令和元年度12月補正予算（案）概要で説明をいたします。

2から3ページをお開き願います。

2款1項7目情報管理費、地域情報通信推進事業、ケーブルテレビ施設再構築事業関連は、現指定管理者との引き継ぎ、合意がなされたことに伴い、8月会議の補正予算（第2号）で計上しておりました、再構築費用と引き継ぎ業務に係る経費及び指定管理者の変更手続に係る弁護士相談費用との調整で、差し引き4億9,246万8,000円を減額しております。

次に、4から5ページをお開き願います。

5款1項3目農業振興費、有害鳥獣被害防止対策事業は、タイワンリスの捕獲実績見込みによる報償費等の増額、及びわな、狩猟免許保有者が捕獲した場合に、リス1匹当たり1,000円の県補助金が交付される事業の追加要望分を合わせまして、731万1,000円を増額しております。

次に、6から7ページをお開き願います。

6款1項4目、観光費、観光振興費は、来年度開設予定の老岐市東京事務所の開所経費として226万7,000円を追加しております。

次に、8から9ページをお開き願います。

9款2項1目、小学校管理費は、8月末の豪雨により瀬戸小学校体育館が雨漏り、浸水し、床の改修が必要となり、設計委託料を10月会議補正予算（第5号）で計上しておりましたが、今回、工事費と監理業務委託料について計上するものでございますが、年度内の工期が確保できないため、本年度は工事費の前払い金相当、4割の1,600万円のみを計上し、残りの工事費及び監理業務委託料について債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、主要事業の詳細につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上で、議案第48号令和元年度老岐市一般会計補正予算（第6号）について、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第49号令和元年度老岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

令和元年度老岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,966万3,000円とします。

第2項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、4款1項1目保険給付費等交付金について、普通交付金520万円を追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開きを願います。

歳出につきましては、2款1項3目一般被保険者療養費を療養給付の増加により、520万円追加をいたしております。

これで議案第49号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 永田建設部長。

〔建設部長（永田秀次郎君） 登壇〕

○建設部長（永田秀次郎君） 議案第50号、議案第51号を続けて御説明申し上げます。

議案第50号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,977万8,000円とします。

2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。

2、歳入ですが、5款繰入金1目一般会計繰入金を360万7,000円増額をし、8款市債1目下水道事業債を100万円を増額しております。

10ページをお願いします。

3、歳出ですが、1款下水道事業費1項管理費2目施設管理費で145万円の増額補正を行っております。これは、新設公共枡設置工事費等を増額しております。

2項施設整備費では、下水道整備工事費を210万円増額をしております。

2款漁業集落排水整備事業費1項管理費で消費税納付金を91万2,000円増額をしております。

続きまして、議案第51号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

第1条、令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和元年度壱岐市水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正します。

支出で、411万9,000円の増額をし、補正後8億6,305万円としております。

第3条の後段部分になりますが、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正します。

支出で65万円の増額をし、3億7,451万1,000円としております。

本日の提出です。

8ページをお願いします。

収益的収入及び支出ですが、支出で、水質検査委託料の入札執行残を減額し、水道施設電力料、浄水用薬品代等の不足分を増額しております。

10ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、支出で、石田低区配水池配水管災害復旧に伴う測量委託料、土地購入費、立木補償費等の増額を行っております。

以上で、議案第50号及び議案第51号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（永田秀次郎君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月9日月曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時02分散会
